

第 64 回税理士試験 消費税法 模範解答

〔第一問〕

問 1

(1)について

① 国内取引

(1) 課税の対象

国内において事業者が行った資産の譲渡等には、消費税を課する

(2) 国内取引の判定

資産の譲渡等が国内において行われたかどうかの判定は、次の場所が国内にあるかどうかにより行うものとする。

① 資産の譲渡又は貸付け

その譲渡又は貸付けが行われる時においてその資産が所在していた場所（船舶等の一定の資産については、一定の場所）

② 役務の提供

その役務の提供が行われた場所（国際運輸、国際通信等の一定の役務の提供については、一定の場所）

(3) 資産の譲渡等

資産の譲渡等とは、事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供（代物弁済による資産の譲渡その他対価を得て行われる資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に類する行為として一定のものを含む。）をいう。

(4) 資産の譲渡とみなす行為

次の行為は、事業として対価を得て行われた資産の譲渡とみなす。

① 個人事業者が棚卸資産又は棚卸資産以外の資産で事業の用に供していたものを家事のために消費し、又は使用した場合におけるその消費又は使用

② 法人が資産をその役員（法人税法に規定する役員をいう。）に対して贈与した場合におけるその贈与

② 輸入取引

(1) 課税の対象

保税地域から引き取られる外国貨物には、消費税を課する

(2) 引取りとみなす場合

保税地域において外国貨物が消費され、又は使用された場合には、その消費又は使用をした者がその消費又は使用の時にその外国貨物をその保税地域から引き取るものとみなす。ただし、その外国貨物が課税貨物の原料又は材料として消費され、又は使用された場合その他一定の場合は、この限りでない。

問 1 (続き)

(2)について

① 課税仕入れの意義

課税仕入れとは、事業者が、事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供（給与等に対価とする役務の提供を除く。）を受けること（当該他の者が事業としてその資産を譲り渡し、若しくは貸付け、又はその役務の提供をしたとした場合に課税資産の譲渡等に該当することとなるもので、輸出免税等の規定により消費税が免除されるもの以外のものに限る。）をいう。

④

② 仕入税額控除制度の趣旨

消費税は、原則として国内におけるすべての財貨の販売、サービスの提供に対して課税される。すべての段階の取引に対して課税されるのでこの税の累積課税を排除するために、仕入税額控除（前段階控除）の制度が取り入れられた。

②

③ 仕入控除税額の計算方法

(1) 全額控除

事業者（免税事業者を除く。）が国内において行う課税仕入れ又は保税地域から引き取る課税貨物（以下「課税仕入れ等」という。）については、次の区分に応じそれぞれに定める日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から、その課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る消費税額（その課税仕入れに係る支払対価の額に $\frac{6.3}{108}$ を乗じて算出した金額をいう。以下同じ。）及びその課税期間における保税地域からの引取りに係る課税貨物（他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。）につき課された又は課されるべき消費税額（以下「課税仕入れ等の税額」という。）の合計額を控除する。

④

① 国内において課税仕入れを行った場合

その課税仕入れを行った日

② 保税地域から引き取る課税貨物につき一般申告書を提出した場合

その申告に係る一般申告課税貨物を引き取った日

③ 保税地域から引き取る課税貨物につき特例申告書を提出した場合（決定があった場合を含む。）

その特例申告書を提出した日又は特例申告に関する決定の通知を受けた日

③

(2) 課税売上割合が 95%未満の場合等

(1)の場合において、(1)の課税期間における課税売上高が 5 億円を超えるとき、又はその課税期間における課税売上割合が 95%未満のときは、控除する課税仕入れ等の税額の合計額は、(1)にかかわらず、次の区分に応じそれぞれに定める方法により計算した金額とする。

②

① 個別対応方式

その課税期間中の課税仕入れ等につき、課税資産の譲渡等にもみ要するもの、その他の資産の譲渡等にもみ要するもの及び課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するものにその区分が明らかにされている場合

①の金額に②の金額を加算する方法

① 課税資産の譲渡等にもみ要する課税仕入れ等の税額の合計額

② 課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れ等の税額の合計額に課税売上割合（又は課税売上割合に準ずる割合）を乗じて計算した金額

③

② 一括比例配分方式

①以外の場合

その課税期間中の課税仕入れ等の税額の合計額に課税売上割合を乗じて計算する方法

②

問2

(1)について

① 課税の対象

国内において事業者が行った資産の譲渡等には、消費税を課する。

② 資産の譲渡等

資産の譲渡等とは、事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供をいう。

③ 非課税取引

国内において行われる資産の譲渡等のうち、住宅の貸付けその他一定の取引については消費税を課さない。

④ 課税資産の譲渡等

②の資産の譲渡等のうち、③の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものをいう。

⑤ 基準期間における課税売上高

基準期間中に国内において行った課税資産の譲渡等の対価の額（消費税等相当額を含まない。）の合計額から売上げに係る税抜対価の返還等の金額の合計額を控除した残額

⑥ 本問の取扱い

資産の無償貸付けは②より消費税の課税対象外取引となるため、⑤の売上高には含めない。

①

①

②

(2)について

① 課税の対象

保税地域から引き取られる外国貨物には、消費税を課する。

② 非課税貨物

保税地域から引き取られる外国貨物のうち、有価証券等その他一定の資産については、消費税を課さない。

③ 課税資産の譲渡等

保税地域から引き取られる外国貨物のうち、②の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものをいう。

④ 仕入に係る消費税額の控除

事業者（免税事業者を除く。）が保税地域から引き取る課税貨物については、その課税貨物を引き取った日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から、その課税期間中における保税地域からの引取りに係る課税貨物（他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。）につき課された又は課されるべき消費税額の合計額を控除する。

⑤ 本問の取扱い

機械装置の無償引取りは①より消費税の課税対象取引に該当し、引取りの際課された消費税額を④の規定により課税標準に対する消費税額から控除する。

①

①

②

(3)について

① 課税仕入れ

課税仕入れとは、事業者が、事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けることをいう。

② 仕入に係る消費税額の控除

事業者（免税事業者を除く。）が国内において行う課税仕入れについては、その課税仕入れを行った日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から、その課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る消費税額の合計額を控除する。

③ 本問の取扱い

外部業者への委託は①より課税仕入れに該当し、②の仕入に係る消費税額控除の規定を適用する。

①

①

②

(4)について

① 課税の対象

国内において事業者が行った資産の譲渡等には、消費税を課する。

② 国内取引

資産の譲渡等が国内において行われたかどうかの判定は次の場所が国内にあるかどうかにより行うものとする。

(1) 資産の譲渡及び貸付け

その譲渡及び貸付けが行われる時においてその資産が所在していた場所

(2) 役務の提供

その役務の提供が行われた場所

③ 課税仕入れ

課税仕入れとは、事業者が、事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けることをいう。

④ 仕入に係る消費税額の控除

事業者（免税事業者を除く。）が国内において行う課税仕入れについては、その課税仕入れを行った日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から、その課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る消費税額の合計額を控除する。

⑤ 本問の取扱い

(1) 国外におけるマンションの貸し出し

②より国外取引に該当することから消費税の課税対象外取引となる。

(2) 不動産業者への仲介手数料の支払い

③より課税仕入れに該当し、④の仕入に係る消費税額控除の適用を受ける。この際事業者が個別対応方式により仕入れに係る消費税額を計算する場合は、課税資産の譲渡等のみ要する課税仕入れとして計算する。

①

①

②

(5)について

① 課税売上割合が著しく変動した場合の控除税額の調整

事業者（免税事業者を除く。）が国内において調整対象固定資産の課税仕入れを行い、かつ、その課税仕入れの税額につき比例配分法により仕入れに係る消費税額を計算した場合において、その事業者が第3年度の課税期間の末日においてその調整対象固定資産を有しており、かつ、第3年度の課税期間における通算課税売上割合が仕入れ等の課税期間の課税売上割合に対して著しく増加、又は減少したときは、一定の調整税額をその第3年度の課税期間の仕入に係る消費税額に加算し、又は控除する。この場合において、その加算後、又は控除後の金額をその課税期間における仕入れに係る消費税額とみなす。

①

② 調整対象固定資産

機械及び装置その他一定の資産で、その資産に係る課税仕入れに係る税抜支払対価の額に相当する金額が一の取引単位につき100万円以上のもの

①

③ 第3年度の課税期間

仕入れ等の課税期間の開始の日から3年を経過する日の属する課税期間

①

④ 本問の取扱い

当課税期間は③より第3年度の課税期間に該当することから①の調整を行う。

①

第一問予想合格ライン

問1 24～30点

問2 11～15点

合計 35～45点

Z-64-F 〔第二問〕 模範解答

問1 ②×20=40点

I 納税義務の有無の判定

区 分	金 額	計 算 過 程
基準期間の課税売上高	② 596,000,000円	<p>〔納税義務の有無の判定〕</p> <p>(1) $(775,950,000 - 149,000,000 - 82,000,000) \times \frac{100}{105} + 82,000,000$ $= 601,000,000$円</p> <p>(2) $(5,150,000 - 2,000,000) \times \frac{100}{105} + 2,000,000 = 5,000,000$円</p> <p>(3) (1)-(2)=596,000,000円</p> <p>596,000,000円 > 10,000,000円 ∴ 納税義務あり</p>

II 課税標準額に対する消費税額の計算

区 分	金 額	計 算 過 程
課税標準額	② 510,788,000円	<p>〔課税標準額の計算〕</p> <p>(1) 税率4%</p> $32,000,000 \times \frac{100}{105} = 30,476,190$ 円 → 30,476,000円 (千円未満切捨) <p>(2) 税率6.3%</p> $(335,732,100 - 32,000,000) + 119,582,700 + 12,623,000 + 1,800,000$ $+ \frac{(125,000,000 + 5,000,000) \times 64,800,000}{39,200,000 + 64,800,000}$ ② $= 518,737,800$ 円 $518,737,800 \times \frac{100}{108} = 480,312,777$ 円 → 480,312,000円 (千円未満切捨) <p>(3) 30,476,000 + 480,312,000 = 510,788,000円</p>
課税標準額に対する消費税額	② 31,478,696円	<p>〔課税標準額に対する消費税額の計算〕</p> <p>(1) 30,476,000 × 4% = 1,219,040円</p> <p>(2) 480,312,000 × 6.3% = 30,259,656円</p> <p>(3) (1)+(2) = 31,478,696円</p>

III 仕入れに係る消費税額の計算等

区 分	金 額	計 算 過 程
課税売上割合	② $\frac{607,194,567}{685,533,567}$ 円	<p>〔課税売上割合の計算〕</p> <p>(1) 課税売上額</p> <p>① 国内課税売上げ</p> $30,476,190 + 480,312,777 = 510,788,967$ 円 <p>② ①の返還等対価の額</p> <p>④ 税率4% $432,600 \times \frac{100}{105} = 412,000$円</p>

Ⅲ 仕入れに係る消費税額の計算等(続き)

区 分	金 額	計 算 過 程
		<p>⊕ 税率 6.3% $2,008,800 \times \frac{100}{108} = 1,860,000$ 円</p> <p>⊖ ①+⊕=2,272,000 円</p> <p>③ ①-②=508,516,967 円</p> <p>(2) 免税売上額 100,536,000-2,008,400=98,527,600 円</p> <p>(3) (1)+(2)=607,044,567 円 > 500,000,000 円 ∴ あん分計算必要</p> <p>(4) 非課税資産の輸出売上額 150,000 円 [2]</p> <p>(5) 非課税売上額 (25,974,000+1,950,000) + (12,000+8,000) + 1,900,000 × 5 % + <u>1,300,000</u> [2] + (125,000,000+5,000,000) × $\frac{39,200,000}{39,200,000+64,800,000} = 78,339,000$ 円</p> <p>(6) 課税売上割合 $\frac{(3)+(4)}{(3)+(4)+(5)} = \frac{607,194,567}{685,533,567}$</p>
控除対象仕入税額	[2] 26,631,275 円	<p>【課税仕入れ等の税額の計算】</p> <p>(1) 課税仕入れ等の区分</p> <p>① 課税売上げにのみ要するもの</p> <p>④ 課税仕入れに係る税額</p> <p>(a) 税率 4 % 106,300+229,700=336,000 円 [2] $336,000 \times \frac{4}{105} = 12,800$ 円</p> <p>(b) 税率 6.3 % 100,700,600+2,136,000+2,043,000 + (1,385,800-106,300) +3,130,000 + (388,800+476,000) +4,615,700 +256,517,400+3,305,800+63,741,600 + (1,242,000+2,987,000-229,700) +54,000 =442,387,700 円 $442,387,700 \times \frac{6.3}{108} = 25,805,949$ 円</p> <p>(c) (a)+(b)=25,818,749 円</p> <p>⊖ ④の返還等対価に係る税額</p> <p>(a) 税率 4 % $825,300 \times \frac{4}{105} = 31,440$ 円</p>

Ⅲ 仕入れに係る消費税額の計算等(続き)

区 分	金 額	計 算 過 程
		(b) 税率 6.3% $(2,389,500 + 1,566,000 + 1,362,700) \times \frac{6.3}{108} = 310,228 \text{ 円}$ (c) (a)+(b)=341,668 円 [2]
		② 共通に要するもの ㊦ 税率 4% $378,600 [2] + 73,800 = 452,400 \text{ 円}$ $452,400 \times \frac{4}{105} = 17,234 \text{ 円}$ ㊧ 税率 6.3% $2,625,000 + (1,857,000 - 458,000) [2] + (3,628,800$ $+ 583,200 [2]) + 172,800 + (1,035,600 - 73,800) + (777,600$ $+ 151,200) + (3,628,800 + 1,728,000) + 9,356,600 + 4,050,000$ $= 29,062,800 \text{ 円}$ $29,062,800 \times \frac{6.3}{108} = 1,695,330 \text{ 円}$ ㊨ ㊦+㊧=1,712,564 円
		③ 非課税売上げにのみ要するもの ㊩ 税率 4% 78,500 円 ㊪ 税率 6.3% $864,000 + (968,700 - 78,500) + 340,000 + 43,200 = 2,137,400 \text{ 円}$
		(2) 課税仕入れ等の税額の合計額 ① 税率 4% $(336,000 + 452,400 + 78,500) \times \frac{4}{105} = 33,024 \text{ 円}$ ② 税率 6.3% $(442,387,700 + 29,062,800 + 2,137,400) \times \frac{6.3}{108} = 27,625,960 \text{ 円}$ ③ ①+②=27,658,984 円
		(3) 仕入れ対価の返還等に係る税額の合計額 341,668 円
		(4) 個別対応方式 $25,818,749 - 341,668 + 1,712,564 \times \frac{607,194,567}{685,533,567} = 26,993,942 \text{ 円}$
		(5) 一括比例配分方式 $27,658,984 \times \frac{607,194,567}{685,533,567} - 341,668 \times \frac{607,194,567}{685,533,567} = 24,195,643 \text{ 円}$

Ⅲ 仕入れに係る消費税額の計算等(続き)

区 分	金 額	計 算 過 程
		(6) 比較 $26,993,942 \text{ 円} > 24,195,643 \text{ 円}$ \therefore 個別対応方式有利 $26,993,942 \text{ 円}$
		【調整対象固定資産に係る控除税額の調整の計算】 (1) 調整対象固定資産の判定 建物D $10,710,000 \times \frac{100}{105} = 10,200,000 \text{ 円} \geq 1,000,000 \text{ 円}$ \therefore 該 当 コンピュータ $1,785,000 \times \frac{100}{105} = 1,700,000 \text{ 円} \geq 1,000,000 \text{ 円}$ \therefore 該 当 (2) 調整対象固定資産を転用した場合の控除税額の調整 ① 建物D ① 調整割合 課税業務用から非課税業務用への転用 平成 25 年 9 月～平成 26 年 7 月 \therefore 1 年以内 \therefore 全額調整 ② 調整税額 $10,710,000 \times \frac{4}{105} = 408,000 \text{ 円 (控除) } \textcircled{2}$ ② コンピュータ ① 調整割合 非課税業務用から課税業務用への転用 平成 25 年 5 月～平成 26 年 9 月 \therefore 1 年超、2 年以内 $\therefore \frac{2}{3}$ ② 調整税額 $1,785,000 \times \frac{4}{105} = 68,000 \text{ 円}$ $68,000 \times \frac{2}{3} = 45,333 \text{ 円 (加算) } \textcircled{2}$
		【控除対象仕入税額の計算】 $26,993,942 - 408,000 + 45,333 = 26,631,275 \text{ 円}$

Ⅲ 仕入れに係る消費税額の計算等(続き)

区 分	金 額	計 算 過 程
売上げの返還等 対価に係る税額	② 133,660 円	〔売上げの返還等対価に係る消費税額の計算〕 $432,600 \times \frac{4}{105} + 2,008,800 \times \frac{6.3}{108} = 133,660$ 円
貸倒れに係る税額	② 50,000 円	〔貸倒れに係る消費税額の計算〕 $1,312,500 \times \frac{4}{105} = 50,000$ 円
控 除 税 額 小 計	26,814,935 円	〔控除税額小計の計算〕 $26,631,275 + 133,660 + 50,000 = 26,814,935$ 円

Ⅳ 差引税額又は控除不足還付税額の計算

区 分	金 額	計 算 過 程
差 引 税 額	② 4,663,700 円	〔差引税額又は控除不足還付税額の計算〕 $31,478,696 - 26,814,935 = 4,663,761$ 円 → 4,663,700 円 (百円未満切捨)
控除不足還付税額	0 円	

Ⅴ 中間納付税額の計算

区 分	金 額	計 算 過 程
中 間 納 付 税 額	② 535,900 円	〔中間納付税額の計算〕 (1) 1 月中間申告 $268,000 \times \frac{1}{3} = 89,333$ 円 $\leq 4,000,000$ 円 \therefore 1 月中間申告義務なし (2) 3 月中間申告 $268,000 \times \frac{3}{3} = 267,999$ 円 $\leq 1,000,000$ 円 \therefore 3 月中間申告義務なし (3) 6 月中間申告 $268,000 \times \frac{6}{3} = 535,999$ 円 $> 240,000$ 円 \therefore 6 月中間申告義務あり 中間納付税額 535,900 円 (百円未満切捨)

Ⅵ 納付税額又は中間納付還付税額の計算

区 分	金 額	計 算 過 程
納 付 税 額	② 4,127,800 円	〔差引税額又は控除不足還付税額の計算〕 $4,663,700 - 535,900 = 4,127,800$ 円
中間納付還付税額	0 円	

問2 ①×8+②×1=10点

I 納税義務の有無の判定及び簡易課税制度の適用の有無の判定

<p>〔前課税期間の納税義務の有無の判定〕</p> <p>(1) 基準期間における課税売上高 0円</p> <p>(2) 特定期間における課税売上高</p> <p>① 6,049,200-400=6,048,800円 ≤ 10,000,000円</p> <p>② 1,050,000円 ≤ 10,000,000円</p> <p>∴ 納税義務なし ①</p>	<p>〔当課税期間の納税義務の有無の判定〕</p> <p>18,147,900-1,200=18,146,700円</p> <p><u>18,146,700円 > 10,000,000円 ∴ 納税義務あり ①</u></p> <p>〔簡易課税制度の適用の有無の判定〕</p> <p>18,146,700円 ≤ 50,000,000円 } ①</p> <p>∴ 簡易課税制度適用あり</p>
--	---

II 課税標準額に対する消費税額の計算

区 分	金 額	計 算 過 程
課 税 標 準 額	① 25,972,000円	<p>〔課税標準額の計算〕</p> <p>(1) 税率4%</p> $5,542,500 \times \frac{100}{105} = 5,278,571 \text{円} \rightarrow 5,278,000 \text{円 (千円未満切捨)}$ <p>(2) 税率6.3%</p> $(21,849,800 + 500,000) \times \frac{100}{108} = 20,694,259 \text{円} \rightarrow 20,694,000 \text{円}$ <p style="text-align: right;">(千円未満切捨)</p> <p>(3) 5,278,000 + 20,694,000 = 25,972,000円</p>
課税標準額に対する消費税額	① 1,514,842円	<p>〔課税標準額に対する消費税額の計算〕</p> <p>(1) 5,278,000 × 4% = 211,120円</p> <p>(2) 20,694,000 × 6.3% = 1,303,722円</p> <p>(3) (1)+(2) = 1,514,842円</p>

III 控除対象仕入れ税額の計算

区 分	金 額	計 算 過 程
控除対象仕入税額	① 1,060,389円	<p>〔控除対象仕入税額の計算〕</p> <p>(1) 各事業の課税売上高</p> <p>① 第三種事業</p> <p>⊖ 税率4% $5,542,500 \times \frac{100}{105} = 5,278,571 \text{円}$</p> <p>⊕ 税率6.3% $15,633,400 \times \frac{100}{108} = 14,475,370 \text{円}$</p> <p>⊖ ⊖+⊕ = 19,753,941円</p> <p>② 第四種事業</p> $(6,216,400 + 500,000) \times \frac{100}{108} = 6,218,888 \text{円}$ <p>③ 合計 ①+② = 25,972,829円</p>

Ⅲ 控除対象仕入れ税額の計算（続き）

区 分	金 額	計 算 過 程
		(2) 各事業の売上割合 ① 第三種事業 $\frac{(1)①}{(1)③} = 0.7605\dots$ ② 第四種事業 $\frac{(1)②}{(1)③} = 0.2394\dots$ (3) みなし仕入率の判定 第三種事業の売上割合が75%以上のため、原則法に代えて第三種事業のみなし仕入率を適用して計算することができる。 (4) みなし仕入率 ① 各事業の消費税額 ㊦ 第三種事業 (a) 税率4% $5,542,500 \times \frac{4}{105} = 211,142$ 円 (b) 税率6.3% $15,633,400 \times \frac{6.3}{108} = 911,948$ 円 (c) (a)+(b)=1,123,090 円 ㊧ 第四種事業 $(6,216,400 + 500,000) \times \frac{6.3}{108} = 391,790$ 円 ㊨ 合計 ㊦+㊧=1,514,880 円 ② 原則法 $\frac{1,123,090 \times 70\% + 391,790 \times 60\%}{1,514,880} = \frac{1,021,237}{1,514,880} = 0.6741\dots$ ③ 簡便法（第三種事業） 70% ④ 比較 $\frac{1,021,237}{1,514,880} < 70\% \quad \therefore \text{簡便法有利} \quad 70\%$ (5) 控除対象仕入れ税額 $1,514,842 \times 70\% = 1,060,389$ 円

Ⅳ 差引税額の計算

区 分	金 額	計 算 過 程
差 引 税 額	① 454,400 円	【差引税額の計算】 $1,514,842 - 1,060,389 = 454,453$ 円 → 454,400 円（百円未満切捨）

Ⅴ 中間納付税額の計算

区 分	金 額	計 算 過 程
中 間 納 付 税 額	① 0 円	【中間納付税額の計算】 前課税期間が免税事業者のため中間納付税額なし

Ⅵ 納付税額の計算

区 分	金 額	計 算 過 程
納 付 税 額	② 454,400 円	【納付税額の計算】

〔第一問〕

問 1

(1) 課税対象

理論問題集に従って解答する問題であったが、注意点として以下の2点に注意していただきたい。

① 資産の譲渡等に類する行為

問題文の指示に従い解答は不要である。書かなくてよいものまで解答し時間のロスをしないようにして欲しい。

② 輸入取引

問題文において「国内取引」と限定していないため、「輸入取引」も解答範囲に含まれる。

(2)仕入控除税額の計算方法

仕入控除税額の計算方法として解答項目として考えられる項目は

① 全額控除

② 個別対応方式

③ 一括比例配分方式

④ 仕入れ対価の返還等があった場合の計算、課税貨物について還付を受けた場合の計算

⑤ 非課税資産の輸出等があった場合の計算

⑥ 課税売上割合が著しく変動した場合の計算

⑦ 調整対象固定資産を転用した場合の計算

⑧ 免税事業者が課税事業者となった場合等の計算

以上8項目が解答項目として考えられるが、答案用紙の行数より①～③を解答項目として抽出している。

問 2

事例問題であることから、計算問題として解答した場合、それぞれの取引をどのように取扱い計算していくかを考え解答を導き出していただきたい。

〔第二問〕

問 1

(1) 基準期間の判定

法人の基準期間は、原則として「前々事業年度」を基準期間とする。

本問では、前々事業年度（自平成 25 年 1 月 1 日 至平成 25 年 12 月 31 日）が 1 年であることから前々事業年度の課税売上高で納税義務の有無を判断することとなる。

(2) 消費税率に関する経過措置

① 請負工事等

平成 8 年 10 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日までの間に締結した工事（製造を含む。）に係る請負契約に基づき、平成 26 年 4 月 1 日以後に課税資産の譲渡等を行う場合における、その課税資産の譲渡等には旧税率（5%）が適用される。

本問では、A 社との間で締結した請負契約が上記経過措置が適用される取引に該当する。従って、課税標準額を計算する際は、旧税率適用分と新税率適用分とに分けて計算することとなる。

② 旅客運賃等

平成 26 年 4 月 1 日以後に行う旅客運送の対価のうち、平成 26 年 4 月 1 日前に領収しているものは旧税率（5%）が適用される。

本問では、平成 26 年 3 月 11 日に購入した平成 26 年 4 月出張分の国内航空運賃が上記経過措置が適用される取引に該当する。

③ 電気料金等

継続供給契約に基づき、平成 26 年 4 月 1 日前から継続して供給している電気、ガス、水道、電話に係る料金等で、平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 4 月 30 日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定するものは旧税率（5%）が適用される。

本問では、水道光熱費のうち（ ）書きで示された部分について旧税率（5%）が適用される。

従って、上記②及び③より課税仕入れ等の税額を計算する際に旧税率適用分と新税率適用分とに分けて計算することとなる。

(3) リース料

コンピュータのサーバーのリース料については、問題文に「消費税において資産の譲渡（売買）として取り扱われるものである」と書かれているため、当該資産の譲り受けをした課税期間において課税仕入れを計上することとなる。

しかし、本問では「支払うべき日の属する課税期間における課税仕入れとする処理（「分割控除」という。）により、仕入控除税額の計算を行う」と書かれているので、その指示に基づき当課税期間中に支払ったリース料の額を課税仕入れとして計上する。

(4) 管理組合に支払った管理費

マンション管理組合は、その居住者である区分所有者を構成員とする組合であり、その組合員との間で行う取引は営業に該当しない。従って、マンション管理組合が収受する管理費は消費税の課税対象外取引となる。このことから甲社が支払う管理費は課税仕入れに該当しない。

(5) 有価証券の譲渡対価と課税売上割合の計算

種 類	対 価	分母算入割合
株券、公・社債券、信託の受益証券等 (法別表第一第二号、金融商品取引法第2条に規定する有価証券)	譲渡対価	5%
合資会社、合名会社、合同会社、協同組合・匿名組合等の持分	譲渡対価	100%
抵当証券	譲渡対価	5%
貸付金、預金、売掛金等(資産の譲渡の対価として取得したものの譲渡を除く。)	譲渡対価	5%
支払手段(通貨、小切手等)	—	—
買現先	差益部分	100%
売現先	—	—

(6) 損害賠償金

損害賠償金のうち、心身又は資産につき加えられた損害の発生に伴い受けるものは、資産の譲渡等の対価に該当しないが、特許権の侵害を受けた場合に加害者からその特許権の権利者が収受する損害賠償金は、その実質が資産の譲渡等の対価に該当すると認められるため消費税法課税対象取引となる。

また、本問の特許権は、日本とドイツで登録されていることから、貸付けを行う甲社の住所地で国内取引、国外取引の判定を行う。

(7) 固定資産の売却収入

課税資産の譲渡等に係る消費税の課税標準は、課税資産の譲渡等の対価の額(対価として収受し、又は収受すべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額とし、課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額及びその消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を含まないものとする。以下同じ。)とする。

本問のテナントビルCに係る消費税の課税標準は、対価として収受した125,000,000円と甲社が享受した経済的利益(保証金の返還不要額)5,000,000円の合計額130,000,000円を計上することとなる。

また、本問のテナントビルCの売却は、課税資産(建物)と非課税資産(土地)の一括譲渡であることから、問題文の指示に従いそれぞれの固定資産税評価額を基に130,000,000円をあん分計算する。

(8) 調整対象固定資産

課税仕入れ	課税仕入れに係る支払対価の額※(税込) $\times \frac{100}{105} \geq 1,000,000$ 円
輸入引取り	輸入引取資産の課税標準額 $\geq 1,000,000$ 円 (関税課税価格+個別消費税額+関税額)

※ 引取運賃、荷役費等の付随費用は含まれない。(基通12-2-2)

本問の判定は、以下の通りとなる。(模範解答では、解答時間の関係上調整税額の計算上使用するもののみ記載した。)

$$\text{マンションB} \quad 43,260,000 \times \frac{100}{103} = 42,000,000 \text{円} \geq 1,000,000 \text{円} \quad \therefore \text{該当}$$

$$\text{テナントビルC} \quad 79,800,000 \times \frac{100}{105} = 76,000,000 \text{円} \geq 1,000,000 \text{円} \quad \therefore \text{該当}$$

$$\text{建物D} \quad 10,710,000 \times \frac{100}{105} = 10,200,000 \text{円} \geq 1,000,000 \text{円} \quad \therefore \text{該当}$$

$$\text{製造設備} \quad 5,700,000 + 300,000 = 6,000,000 \text{円} \geq 1,000,000 \text{円} \quad \therefore \text{該当}$$

$$\text{コンピュータ} \quad 1,785,000 \times \frac{100}{105} = 1,700,000 \text{ 円} \geq 1,000,000 \text{ 円}$$

本問において、変動の調整の対象となる調整対象固定資産は、テナントビルCのみであるが、このテナントビルCは(19)の資料より当課税期間中に売却され期末現在保有していないことから変動の調整を行わない。このことに早く気付いていただければ転用の調整のみ考えていくことができたと思われる。

問 2

(1) 簡易課税制度の業種区分

取 引	業種区分
製造小売収入	三種事業
喫茶店収入	四種事業
機械装置の下取り収入	四種事業

講 評

第一問

問 1

理論問題集記載された理論に従って解答する個別理論問題であったことから「仕入税額控除制度の趣旨」以外の箇所については、完答していただきたいところです。

問 2

事例問題であり、かつ、答案用紙の行数が設問ごとに指示されていたことから解答項目について悩まれたかたが多くあったと思います。この問 2 では、模範解答に書かれてあります「本問の取扱い」の箇所が解答できていれば合格点に達すると考えます。

第二問

平成 24 年度の本試験問題と同様総合問題 2 題の出題となりました。問 2 の簡易課税制度の問題は取引が 3 種類しかなく、かつ、その取引内容も基本的な内容であったことから完答していただきたいと考えます。

問 1 は例年通りボリュームが多かったことから完答することは不可能と考えます。問 1 では「課税売上割合までの計算」、「売上げ返還等対価に係る消費税額」、「貸倒れに係る消費税額」及び「中間納付税額」の箇所については答をあわせていただきたいと考えます。

以上のことから第 64 回税理士試験消費税法の合格ラインは次の通りと考えます。

第一問 問 1	24～30 点
問 2	11～15 点
第二問	24～30 点
合 計	59～75 点